

## 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 36号

最終改正 令和 7年 3月 6日

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (給与の種類)

第2条 教職員の給与は、俸給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 俸給には、俸給の調整額及び教職調整額を含む。
- (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、事業実施手当、超過勤務手当、休日手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

## (給与の支払)

第3条 給与は、教職員に、通貨で直接その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項ただし書に基づく協定による場合は、給与から法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

## (給与の支給)

第4条 俸給は、毎月1回、その月の月額を全額を支給する。俸給の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日
- (3) 17日が休日（日曜日及び土曜日を除く。）に当たるとき 18日

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

第5条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程（以下「勤務

## 教職員給与規程

時間等規程」という。)第9条に規定する休日のうち第1号又は第2号に規定する休日(ただし、その日に勤務を命じられ、勤務時間等規程第10条の規定により振り替えられ若しくはその代休とされた場合は、当該振替日若しくは代休日)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前項の規定は、月の途中において次の各号のいずれかに該当する場合について準用する。
  - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
  - (2) 国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則第3条及び第10条により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
  - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
  - (4) 自己啓発等休業(国立大学法人和歌山大学自己啓発等休業細則第2条第3項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
  - (5) 配偶者同行休業(国立大学法人和歌山大学教職員配偶者同行休業細則第2条第2項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- 6 管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、地域手当及び広域異動手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、管理職手当及び主幹教諭手当は、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(給与規程第34条第1項の場合を除く。)は支給することができない。
- 7 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、給与の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 8 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に俸給の支給に準じて支給する。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。
  - (1) 俸給の支給定日までに給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給できないときは、その日後に支給することができる。
  - (2) 教職員が、出張、休暇、欠勤等により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給することができない。
- 9 教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、事業実施手当、超過勤務手当、休日手当及び管理教職員特別勤務手当は、当月分を翌月の給与の支給定日に支給する。  
(端数の処理)

第6条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 俸給

(俸給月額)

第7条 俸給月額は、次条の俸給表に定める級及び号俸に基づくものとする。

(俸給表の種類)

第8条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職俸給表（別表第1）
  - イ 一般職俸給表（一）
  - ロ 一般職俸給表（二）
- (2) 教育職俸給表（別表第2）
  - イ 教育職俸給表（一）
  - ロ 教育職俸給表（二）
  - ハ 教育職俸給表（三）
- (3) 医療職俸給表（別表第3）
  - イ 医療職俸給表（一）
  - ロ 医療職俸給表（二）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類する。

（初任給）

第9条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第10条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第11条 就業規則第34条の2又は第36条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第12条 教職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員にあつては、57歳）を超える教職員
- (2) 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行うこととする。

（俸給の調整額）

第13条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の重度、勤務時間、勤

## 教職員給与規程

労働環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、別表第4の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 教職員の俸給の調整額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第5に掲げる調整基本額（その額が俸給月額 $100$ 分の $4.5$ を超えるときは、俸給月額 $100$ 分の $4.5$ に相当する額とし、その額に $1$ 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（別表第5の2に掲げる額）とする。）にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

### （教職調整額）

第14条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教育学部附属小学校（以下「小学校」という。）、教育学部附属中学校（以下「中学校」という。）又は教育学部附属特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に所属する教員のうちその職務の級が教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の2級又は1級である者には、その者の俸給月額 $100$ 分の $4$ に相当する額を教職調整額として支給する。

## 第3章 諸手当

### （管理職手当）

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める教職員（以下「管理教職員」という。）に支給する。

- 2 前項の管理教職員の範囲については、別表第6に掲げる職にある者とし、管理職手当の月額は、同表に定める職に応じた額とする。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。

### （初任給調整手当）

第16条 キャンパスライフ・健康支援センターに勤務する教員（教育職俸給表（一）の適用を受ける教員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、採用等の日以後の期間に応じて、別表第7に定める額を、初任給調整手当として支給する。

### （義務教育等教員特別手当）

第17条 小学校、中学校又は特別支援学校（以下「附属学校」という。）に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の受ける号俸に対応する別表第8に掲げる額とする。

### （主幹教諭手当）

第17条の2 主幹教諭手当は、附属学校の主幹教諭に支給する。

- 2 主幹教諭手当の月額は、 $18,000$ 円とする。

### （地域手当）

第18条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次項に支給割合の定めのある地域に在勤する教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額合計額に、

次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 和歌山県和歌山市 100分の4

(2) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「給与法」という。)及び人事院規則に級地の区分及び割合の定めのある地域 給与法及び人事院規則で定める割合

3 第1項に規定する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合(当該異動又は移転の日の前日に勤務していた地域に引き続き6か月を超えて勤務していた場合に限る。)において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動等後の支給割合」という。)が異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は同項に定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず当該異動等の日から3年を経過するまでの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。ただし、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となる時は、その以下となる日の前日までの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動等前の支給割合による地域手当

ただし、異動等前の支給割合が、異動等後の規定の変更により、異動等の日の前日における異動等前の支給割合を超えた場合は、異動等の日の前日における異動等前の支給割合による。次号及び第3号において同じ。

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合の地域手当

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合の地域手当

4 給与法の適用を受ける国家公務員又は他の国立大学法人等の教職員その他これに準ずると本学が認めるもの(以下「給与法適用者等」という。)であった者が、引き続き教職員となった場合は、採用の事情を考慮して、採用を前項における異動等とみなし、前項に準じて地域手当を支給する。ただし、採用の日の前日に受けていた地域手当の支給割合が、採用の日の前日に勤務していた地域に係る第2項に定める割合に達しない場合は、採用の日の前日に受けていた地域手当の支給割合を異動等前の支給割合とみなす。

5 本学が給与法適用者等の出向を受け入れた場合に、出向元機関との協定により当該出向教職員の地域手当について別段の定めをした場合は、前項の規定にかかわらず、当該協定に定める地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第18条の2 教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき算定した事業所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事業所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメー

## 教職員給与規程

トル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該教職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 給与法適用者等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける教職員となった者又は異動等に準ずるものがあつた教職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、給与法に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの）にあっては、3,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（別に定める教職員を除く。）
- (2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩によ

## 教職員給与規程

り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。)

- (2) 前項2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2, 000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4, 200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7, 100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10, 000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12, 900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28, 000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31, 600円

- (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第

## 1号に定める額又は前号に定める額

3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）。

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、採用直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月に支給する。

7 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

（単身赴任手当）

第22条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通

## 教職員給与規程

勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円に、別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じ、次の各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 新たに教職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、採用直前の住居から採用直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、附属学校に所属する教員で職務の級が教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
  - イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
  - ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
  - ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間・臨海学枚等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は労働時間等規程第9条に規定する休日(次号及び第5号において「休日」という。)に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号イの業務 8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
  - (2) 前項第1号ロ及びハの業務 7,500円
  - (3) 前項第2号及び第3号の業務 5,100円
  - (4) 前項第4号の業務 2,700円
  - (5) 前項第5号の業務 900円
- (教育実習等指導手当)

第24条 教育実習等指導手当は、附属学校に所属する教員が、教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

(多学年学級担当手当)

第25条 多学年学級担当は、小学校の2以上の学年の児童で編成されている学級を担当する教諭で次に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

- (1) 2以上の学年の児童で編成されている学級における担当時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
- (2) 2以上の学年の児童で編成されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき290円とする。

(教育業務連絡指導手当)

第26条 教育業務連絡指導手当は、附属学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の各号に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

- (1) 小学校 教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任
- (2) 中学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任
- (3) 特別支援学校 教務主任、生徒指導主事、高等部進路指導主事、研究主任及び教育実習主任

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(入試手当)

第26条の2 入試手当は、教育職俸給表(一)の適用を受ける教員が学部及び学部等連係課程実施組織(以下「学環」という。)並びに大学院の入学試験の問題作成、採点等の入学試験関連業務を行ったときに支給する。ただし、第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教員には支給しない。

2 前項の手当の額は、別表第8の2に掲げる業務の区分に応じ、当該別表に定める額とする。

(超過勤務手当)

第27条 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間(次条の規定により休日手当が支給されることとなる日を除く。)に勤務することを命じられた教職員には、同規程第3条に規定する所定の勤務時間以上の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時

## 教職員給与規程

間につき、第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間（以下この項及び次項並びに次条第2項において「超過勤務に従事した時間」という。）及び勤務時間等規程第9条に規定する休日（同規程第10条の規定により休日が振り替えられ又は代休となった日を含む。）において勤務した時間（勤務時間等規程第9条第2項に規定する法定休日に勤務した時間を除く。以下次条第2項及び第3項において「休日勤務に従事した時間」という。）の合計が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて超過勤務に従事した時間の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて超過勤務に従事した時間の全時数のうち当該代替休暇の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、前項の規定は適用しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第15条の規定に基づき管理職手当を支給される教職員には、超過勤務手当を支給しない。
- 5 第1項及び第2項に規定する勤務時間1時間につき支給する額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 6 第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び主幹教諭手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。
- 7 第1項から第3項、第5項及び第6項の規定によるもののほか、当該勤務が、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定勤務時間数で除した額）に第1項及び第3項に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。この場合、端数については、第5項の規定を準用する。

（休日手当）

第28条 勤務時間等規程第9条に規定する休日において、勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を休日手当として支給する。

- 2 超過勤務に従事した時間及び休日勤務に従事した時間の合計が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて休日勤務に従事した時間の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に掲げる割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を休日手当として支給する。

- 3 勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて休日勤務に従事した時間の全時間のうち当該代替休暇の指定に代えられた休日手当の支給に係る時数に対しては、前項の規定は適用しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第15条の規定に基づき管理職手当を支給される教職員には、休日手当を支給しない。
- 5 前条第5項の規定は、第1項及び第2項の手当額の算出に準用する。
- 6 第1項から第3項及び第5項の規定によるもののほか、当該勤務が、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定勤務時間数で除した額）に100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を加算するものとする。この場合、端数については、第5項の規定を準用する。

（管理教職員特別勤務手当）

第29条 管理教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第9条に規定する休日（同規程第10条の規定により休日が振り替えられ又は代休となった日を含む。次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、当該教職員には管理教職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には管理教職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理教職員特別勤務手当の額は、第1項の規定による勤務1回につき別表第9に、前項の規定による勤務1回につき別表第9の2に定める額とする。

- 4 第1項の勤務をした後引き続いて第2項の勤務をした場合、および第2項の勤務をした後引き続いて第1項の勤務をした場合は、管理教職員には、第2項の規程による管理教職員特別勤務手当は支給しない。この場合、管理教職員がした第2項の勤務は、第1項の勤務とみなす。

（期末手当）

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、支給する。これらの基準日前1か月以内に退職又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理職手当の支給区分がI種の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた別表第10に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職又は死亡した教職員にあつては、退職又は死亡した日現在。附則第5項第5号において同じ。）において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

## 教職員給与規程

- 4 職務上の役職段階、職務の級等を考慮して別表第11で定める教職員にあっては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額と同表の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 管理又は監督の地位にある教職員にあっては、第3項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給月額に別表第12で定める教職員の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

### (勤勉手当)

- 第31条 勤勉手当は、基準日に在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。基準日前1か月以内に退職又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教職員の勤務成績に応じて別に定める成績率及び基準日以前6か月以内の期間における教職員の勤務期間に応じた別表第13に定める期間率を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在（退職又は死亡した教職員にあっては、退職又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部教職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えないものとする。
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
  - 4 第30条第4項及び第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

### (事業実施手当)

- 第32条 前条までに規定する場合のほか、本学が実施する収益を伴う事業又は他の機関から実施を委託された事業に基づく業務に従事したときは、事業実施手当を支給することができる。
- 2 前項の手当の額は、事業毎に収益又は委託経費の範囲内で別に定める。

## 第4章 給与の特例等

### (休職者の給与)

- 第33条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災保険法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ）により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労災保険法第14条による休業補償給付又は同法第22条の2による休業給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、就業規則第14条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。

- 3 教職員が前2項以外の就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給等のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 教職員が就業規則第13条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 6 教職員が就業規則第13条第1項第4号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 7 教職員が就業規則第13条第1項第6号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 就業規則第13条の規定により休職にされた教職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する教職員が、当該各号に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職又は死亡したときは、同項の規定により、第4条第2項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

（給与の減額）

第34条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第21条の2に規定する代替休暇である場合、勤務時間等規程第9条に規定する休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、次項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間の所定勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。この場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第35条 前条の規定による場合のほか、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である教職員のうち、他の教職員に感染のおそれが高いと認められる教職員についてやむを得ないと認める場合に限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 俸給の半額を減ぜられた場合における地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額は、当該半減後の額とする。

（クロス・アポイントメント制度が適用される教職員の給与）

## 教職員給与規程

第36条 国立大学法人和歌山大学クロス・アポイントメント制度に関する規程に基づきクロス・アポイントメント制度を適用する教職員の給与の取扱いについては、前条までの規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定する。

### 第5章 規則の実施

#### (雑則)

第37条 教職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については、必要に応じ、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、本規程の別表第1から第6に定める俸給表の月額及び手当の額は国家公務員の例に準拠するものとし、改訂があった場合は、それらの改訂についても同様とする。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条に規定する教職員のうち、大学の成立する日（以下「成立日」という。）において引き続き大学の教職員となった者（以下「承継職員」という。）であって、成立日の前日において和歌山大学長から給与法第11条（扶養手当）、第11条の9（住居手当）、第12条（通勤手当）又は第12条の2（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第19条（扶養手当）、第20条（住居手当）、第21条（通勤手当）又は第22条（単身赴任手当）の規定による認定があったものとみなす。
- 4 成立日に退職し、同日に、国立大学法人和歌山大学教職員退職手当規程第11条に規定する国等の機関又は同規程第12条に規定する他の国立大学法人等に採用される者については、第5条第2項の規定にかかわらず、退職の日の俸給は支給しない。
- 5 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定教職員の俸給月額（当該特定教職員が第35条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低号俸の俸給月額（当該特定教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第7項及び第8項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の俸給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及

- び附則第7項において「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2) 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - (3) 地域手当 当該特定教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
  - (4) 広域異動手当 当該特定教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
  - (5) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に同条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する各支給月における支給割合（この号において「期別支給割合」という。）を乗じて得た額に、同項に定めるその者の在職期間に応じた別表第10に定める割合（この号において「在職期間率割合」という。）を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に同条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、期別支給割合を乗じて得た額に、在職期間率割合を乗じて得た額）
  - (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に第30条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項に規定する成績率（以下この号において「成績率」という。）及び同項に定めるその者の在職期間に応じた別表第13に定める割合（この号において「期間率」という。）を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第30条第4項に定める割合を乗じて得た額を加算した額、及び、俸給月額に第30条第5項に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、成績率及び期間率を乗じて得た額）
  - (7) 第33条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される給与 当該

## 教職員給与規程

特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第33条第1項 前各号に定める額
- ロ 第33条第2項又は第3項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第33条第4項 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第23条第5項、第6項又は第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第33条第9項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	3級
教育職俸給表（三）	3級
医療職俸給表（一）	6級
医療職俸給表（二）	6級

- 6 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、国家公務員の例に準ずる。
- 7 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、各条の規定にかかわらず、各条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 8 附則第5項の規定が適用される間、第31条第2項後段に定める額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した額から、同項後段に掲げる教職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部教職員にあっては100分の1.575）、12月に支給する場合においては100分の1.425（特定幹部教職員にあっては100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85（特定幹部教職員にあっては100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部教職員にあっては100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 9 当分の間、第37条の規定による別段の定めのない場合においては、給与法、人事院規

則及び給与関係通知（以下「給与関係法令等」という。）（給与関係法令等に規定のない場合においては、この規程の施行の日の前日における給与関係法令等）の例に準じて実施するものとする。

附 則（平成16年8月26日一部改正：法人和歌山大学規程第329号）  
この改正規程は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成17年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第437号）  
この改正規程は、平成17年6月23日から施行する。

附 則（平成17年7月22日一部改正：法人和歌山大学規程第442号）  
この改正規程は、平成17年7月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第461号）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額（給与規程別表第2ロの備考（二）又はハの備考（二）の規定の適用を受ける教員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額。以下この項において同じ。）を受けていた教職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{array}{r}
 \text{施行日におけるその者の} \\
 \text{属する職務の級における} \\
 \text{最高の号俸とその1号俸} \\
 \text{下位の号俸との差額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{その者の施行日の} \\
 \text{前日における俸給} \\
 \text{月額（以下「旧俸} \\
 \text{給月額」とい} \\
 \text{う。）}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{施行日の前日にお} \\
 \text{けるその者の属す} \\
 \text{る職務の級におけ} \\
 \text{る最高の号俸の額}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{施行日におけるその者の} \\
 \text{属する職務の級における} \\
 \text{最高の号俸の額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の} \\
 \text{級における最高の号俸とその1号俸下位の号} \\
 \text{俸との差額}
 \end{array}
 }$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の給与規程第12条第1項第3号ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。
- 4 施行日前に職務の級を異にして異勤した教職員及びこれに準ずる教職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。
- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、改正後の給与規程第30条第2項から第5項まで、第32条第2項及び第3項若しくは第33条第1項から第3項まで、第5項から第7項若しくは第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項におい

## 教職員給与規程

て「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに教職員となった者にあつては、その新たに教職員となった日)において教職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(給与規程第22条第2項第1号から第8号に規定する加算額を除く。)の月額額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間等がある教職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)に準じて実施するものとする。

附 則(平成17年11月29日一部改正:法人和歌山大学規程第462号)

1 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

3 切替日の前日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び附則第5項に規定する教職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される教職員(次項に規定する教職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて学長が定める号俸とする。

5 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた教職員の切替日における号俸は、俸給月額及び経過期間に応じて学長が定める号俸とする。

6 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなくてはならない。

8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げ

る教職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額(給与規程附則第5項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定教職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)に相当する額を俸給として支給する。

(1) 平成21年12月1日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外のものである教職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 100分の99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表(一)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表(二)	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(一)	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表(二)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(三)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
医療職俸給表(一)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表(二)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

教職員給与規程

- 1 1 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する給与規程第14条、第15条第3項、第30条第5項（給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第34条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程（法人和歌山大学規程第462号）附則第8項、同第9項又は同第10項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 1 2 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第12条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

- 1 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）に準じて実施するものとする。

附則別表第1 職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職俸給表（二）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
教育職俸給表（一）	5級	5級
		6級

附則別表第2

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1

教職員給与規程

2	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
4	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
5	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
6	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
7	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
8	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
9	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
10	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
11	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
12	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
13	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
14	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33

教職員給与規程

15	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
17	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
18	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
19	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
20	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
21	12月以上			81	63	85	73	69	65		
	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
22	12月以上			85	65	89	77	73	69		
	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
23	12月以上			89	67	93	81	77			
	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
24	12月以上			93	69	97	85				
	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
25	12月以上			97	73	101	89				
	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
26	12月以上			101	75	105					
	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
27	12月以上			105	77	109					
	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
	3月未満			109	81						

28	3月以上6月未満		110	82					
	6月以上9月未満		111	83					
	9月以上12月未満		112	84					
	12月以上		113	85					
29	3月未満		113						
	3月以上6月未満		114						
	6月以上9月未満		115						
	9月以上12月未満		116						
30	12月以上		117						
	3月未満		117						
	3月以上6月未満		118						
	6月以上9月未満		119						
31	9月以上12月未満		120						
	12月以上		121						
	3月未満		121						
	3月以上6月未満		122						
32	6月以上9月未満		123						
	9月以上12月未満		124						
	12月以上		125						
	3月未満		125						
32	3月以上6月未満		125						
	6月以上9月未満		125						
	9月以上12月未満		125						
	12月以上		125						

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級						
	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
	3月未満	25	25	21	33	13	9

教職員給与規程

8	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
10	12月以上	33	33	29	41	21	17
	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
11	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
12	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
	3月未満	41	41	37	49	29	25
13	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
14	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
15	12月以上	49	49	45	57	37	33
	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
16	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
17	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
	3月未満	57	57	53	65	45	41
18	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
19	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
20	12月以上	65	65	61	73	53	49
	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
20	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
20	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
	3月未満	73	73	67	81	61	57
20	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
20	3月未満	77	77	69	85	65	61

教職員給与規程

21	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
23	12月以上	85	85	75	93	73	69
	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
24	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
25	12月以上	93	93	79	101	81	
	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
26	12月以上	97	97	81	105	85	
	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
27	12月以上	101	101	85	109	89	
	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
28	12月以上	105	105	87	113	93	
	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
29	12月以上	109	109	89	117		
	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
30	12月以上	113	113	93	121		
	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
31	12月以上	117	117	95	125		
	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
32	12月以上	121	121	97	129		
	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
33	12月以上	121	125				
	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				

教職員給与規程

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満			1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	5	1	1
5	3 月未満	13	13	13	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	8	1	1
	12 月以上	17	17	17	9	1	1
6	3 月未満	17	17	17	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	12	4	1
	12 月以上	21	21	21	13	5	1
7	3 月未満	21	21	21	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	16	8	1
	12 月以上	25	25	25	17	9	1
8	3 月未満	25	25	25	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	18	10	1
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	19	11	1
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	20	12	1
	12 月以上	29	29	29	21	13	1
9	3 月未満	29	29	29	21	13	1
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	22	14	1
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	23	15	1
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	24	16	1
	12 月以上	33	33	33	25	17	1
10	3 月未満	33	33	33	25	17	1
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	26	18	1
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	27	19	1
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	28	20	1
	12 月以上	37	37	37	29	21	1
11	3 月未満	37	37	37	29	21	1
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	30	22	1
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	31	23	1
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	32	24	1
	12 月以上	41	41	41	33	25	1
12	3 月未満	41	41	41	33	25	1
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	34	26	1
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	35	27	1
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	36	28	1
	12 月以上	45	45	45	37	29	1
	3 月未満	45	45	45	37	29	1

教職員給与規程

13	3月以上6月未満	46	46	46	38	30	1
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31	1
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32	1
	12月以上	49	49	49	41	33	1
14	3月未満	49	49	49	41	33	1
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34	1
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35	1
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36	1
15	12月以上	53	53	53	45	37	1
	3月未満	53	53	53	45	37	1
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38	1
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39	1
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40	1
16	12月以上	57	57	57	49	41	1
	3月未満	57	57	57	49	41	1
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42	1
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43	1
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44	1
17	12月以上	61	61	61	53	45	1
	3月未満	61	61	61	53	45	1
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46	1
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47	1
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48	1
18	12月以上	65	65	65	57	49	1
	3月未満	65	65	65	57	49	1
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50	1
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51	1
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52	1
19	12月以上	69	69	69	61	53	1
	3月未満	69	69	69	61	53	1
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54	1
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55	1
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56	1
20	12月以上	73	73	73	65	57	1
	3月未満	73	73	73	65	57	1
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58	2
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59	3
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60	4
21	12月以上	77	77	77	69	61	5
	3月未満	77	77	77	69	61	5
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62	6
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63	7
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64	8
22	12月以上	81	81	81	73	65	9
	3月未満	81	81	81	73	65	9
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66	9
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67	10
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68	10
23	12月以上	85	85	85	77	69	11
	3月未満	85	85	85	77	69	11
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70	11
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71	12
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72	12
24	12月以上	89	89	89	81	73	13
	3月未満	89	89	89	81	73	13
	3月以上6月未満	90	90	90	82	74	13
	6月以上9月未満	91	91	91	83	75	13
	9月以上12月未満	92	92	92	84	76	13
25	12月以上	93	93	93	85	77	13
	3月未満	93	93	93	85	77	13
	3月以上6月未満	94	94	94	86	78	13
	6月以上9月未満	95	95	95	87	79	13
	9月以上12月未満	96	96	96	88	80	13
	12月以上	97	97	97	89	81	13
	3月未満	97	97	97	89	81	13

教職員給与規程

26	3月以上6月未満	98	98	98	90		
	6月以上9月未満	99	99	99	91		
	9月以上12月未満	100	100	100	92		
	12月以上	101	101	101	93		
27	3月未満	101	101	101			
	3月以上6月未満	102	102	102			
	6月以上9月未満	103	103	103			
	9月以上12月未満	104	104	104			
28	12月以上	105	105	105			
	3月未満	105	105	105			
	3月以上6月未満	106	106	106			
	6月以上9月未満	107	107	107			
	9月以上12月未満	108	108	108			
29	12月以上	109	109	109			
	3月未満	109	109				
	3月以上6月未満	110	110				
	6月以上9月未満	111	111				
	9月以上12月未満	112	112				
30	12月以上	113	113				
	3月未満	113	113				
	3月以上6月未満	114	114				
	6月以上9月未満	115	115				
	9月以上12月未満	116	116				
31	12月以上	117	117				
	3月未満	117	117				
	3月以上6月未満	118	118				
	6月以上9月未満	119	119				
	9月以上12月未満	120	120				
32	12月以上	121	121				
	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	122	122				
	6月以上9月未満	123	123				
	9月以上12月未満	124	124				
33	12月以上	125	125				
	3月未満	125	125				
	3月以上6月未満	126	126				
	6月以上9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
34	12月以上	129	129				
	3月未満	129	129				
	3月以上6月未満	130	130				
	6月以上9月未満	131	131				
	9月以上12月未満	132	132				
35	12月以上	133	133				
	3月未満	133					
	3月以上6月未満	134					
	6月以上9月未満	135					
	9月以上12月未満	136					
36	12月以上	137					
	3月未満	137					
	3月以上6月未満	138					
	6月以上9月未満	139					
	9月以上12月未満	140					
37	12月以上	141					
	3月未満	141					
	3月以上6月未満	142					
	6月以上9月未満	143					
	9月以上12月未満	144					
38	12月以上	145					
	3月未満	145					
	3月以上6月未満	146					
	6月以上9月未満	147					
	9月以上12月未満	148					
	12月以上	149					

## 二 教育職俸給表（二）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3 月未満				1	1
	3 月以上 6 月未満				1	1
	6 月以上 9 月未満				1	1
	9 月以上 12 月未満				1	1
	12 月以上				1	1
2	3 月未満		1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満		3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満		4	4	1	1
	12 月以上		5	5	1	1
3	3 月未満		5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満		8	8	1	1
	12 月以上		9	9	1	1
4	3 月未満		9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満		10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満		11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満		12	12	4	1
	12 月以上		13	13	5	1
5	3 月未満		13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満		14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満		15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満		16	16	8	1
	12 月以上		17	17	9	1
6	3 月未満		17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満		18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満		19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満		20	20	12	4
	12 月以上		21	21	13	5
7	3 月未満		21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満		22	22	14	6
	6 月以上 9 月未満		23	23	15	7
	9 月以上 12 月未満		24	24	16	8
	12 月以上		25	25	17	9
8	3 月未満		25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満		26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満		27	27	19	11
	9 月以上 12 月未満		28	28	20	12
	12 月以上		29	29	21	13
9	3 月未満		29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満		30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満		31	31	23	15
	9 月以上 12 月未満		32	32	24	16
	12 月以上		33	33	25	17
10	3 月未満		33	33	25	17
	3 月以上 6 月未満		34	34	26	18
	6 月以上 9 月未満		35	35	27	19
	9 月以上 12 月未満		36	36	28	20
	12 月以上		37	37	29	21
11	3 月未満		37	37	29	21
	3 月以上 6 月未満		38	38	30	22
	6 月以上 9 月未満		39	39	31	23
	9 月以上 12 月未満		40	40	32	24
	12 月以上		41	41	33	25
12	3 月未満		41	41	33	25
	3 月以上 6 月未満		42	42	34	26
	6 月以上 9 月未満		43	43	35	27
	9 月以上 12 月未満		44	44	36	28
	12 月以上		45	45	37	29
	3 月未満		45	45	37	29

教職員給与規程

13	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
15	12月以上	53	53	45	37
	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
16	12月以上	57	57	49	37
	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
17	12月以上	61	61	53	
	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
18	12月以上	65	65	57	
	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
19	12月以上	69	69	61	
	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
20	12月以上	73	73	65	
	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
21	12月以上	77	77	69	
	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
22	12月以上	81	81	73	
	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
23	12月以上	85	85	77	
	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
24	12月以上	89	89	77	
	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
25	12月以上	93	93		
	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
	3月未満	97	97		

26	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
28	12月以上	105	105		
	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
29	12月以上	109	109		
	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
30	12月以上	113	113		
	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
31	12月以上	117	117		
	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
32	12月以上	121	121		
	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
33	12月以上	125	125		
	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
34	12月以上	129	129		
	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
35	12月以上	133			
	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
36	12月以上	137			
	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
37	12月以上	141			
	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
38	12月以上	145			
	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
	3月未満	149			

教職員給与規程

39	3月以上6月未満	150		
	6月以上9月未満	151		
	9月以上12月未満	152		
	12月以上	153		
40	3月未満	153		
	3月以上6月未満	153		
	6月以上9月未満	153		
	9月以上12月未満	153		
	12月以上	153		

ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
	3月未満	37	37	33	21

11	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
13	12月以上	45	45	41	29
	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
14	12月以上	49	49	45	33
	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
15	12月以上	53	53	49	37
	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
16	12月以上	57	57	53	37
	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
17	12月以上	61	61	57	
	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
18	12月以上	65	65	61	
	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
19	12月以上	69	69	65	
	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
20	12月以上	73	73	69	
	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
21	12月以上	77	77	73	
	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
22	12月以上	81	81	77	
	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
23	12月以上	85	85	81	
	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
	3月未満	89	89	85	

教職員給与規程

24	3月以上6月未満	90	90	86
	6月以上9月未満	91	91	87
	9月以上12月未満	92	92	88
	12月以上	93	93	89
25	3月未満	93	93	89
	3月以上6月未満	94	94	90
	6月以上9月未満	95	95	91
	9月以上12月未満	96	96	92
26	12月以上	97	97	93
	3月未満	97	97	93
	3月以上6月未満	98	98	93
	6月以上9月未満	99	99	93
	9月以上12月未満	100	100	93
27	12月以上	101	101	93
	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
28	12月以上	105	105	
	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	
29	12月以上	109	109	
	3月未満	109	109	
	3月以上6月未満	110	110	
	6月以上9月未満	111	111	
	9月以上12月未満	112	112	
30	12月以上	113	113	
	3月未満	113	113	
	3月以上6月未満	114	114	
	6月以上9月未満	115	115	
	9月以上12月未満	116	116	
31	12月以上	117	117	
	3月未満	117	117	
	3月以上6月未満	118	118	
	6月以上9月未満	119	119	
	9月以上12月未満	120	120	
32	12月以上	121	121	
	3月未満	121	121	
	3月以上6月未満	122	122	
	6月以上9月未満	123	123	
	9月以上12月未満	124	124	
33	12月以上	125	125	
	3月未満	125	125	
	3月以上6月未満	125	126	
	6月以上9月未満	125	127	
	9月以上12月未満	125	128	
34	12月以上	125	129	
	3月未満		129	
	3月以上6月未満		130	
	6月以上9月未満		131	
	9月以上12月未満		132	
35	12月以上		133	
	3月未満		133	
	3月以上6月未満		134	
	6月以上9月未満		135	
	9月以上12月未満		136	
36	12月以上		137	
	3月未満		137	
	3月以上6月未満		138	
	6月以上9月未満		139	
	9月以上12月未満		140	
	12月以上		141	

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		1			1	1	1	1	1
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25

教職員給与規程

13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未満		89	89	85				
	3月以上6月未満		90	90	86				
	6月以上9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上6月未満		94	94	90				
	6月以上9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				

26	3月未満	97	97	93				
	3月以上6月未満	98	98	94				
	6月以上9月未満	99	99	95				
	9月以上12月未満	100	100	96				
	12月以上	101	101	97				
27	3月未満	101	101	97				
	3月以上6月未満	102	102	98				
	6月以上9月未満	103	103	99				
	9月以上12月未満	104	104	100				
	12月以上	105	105	101				
28	3月未満	105	105					
	3月以上6月未満	105	106					
	6月以上9月未満	105	107					
	9月以上12月未満	105	108					
	12月以上	105	109					
29	3月未満		109					
	3月以上6月未満		110					
	6月以上9月未満		111					
	9月以上12月未満		112					
	12月以上		113					
30	3月未満		113					
	3月以上6月未満		113					
	6月以上9月未満		113					
	9月以上12月未満		113					
	12月以上		113					

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 \ 旧 級	新 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9

教職員給与規程

8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	57
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	58
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	59
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	60
	12月以上	77	77	77	73	69	65	61

21	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3月未満	85	85	85	81	77	
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78	
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	
	12月以上	89	89	89	85	81	
24	3月未満	89	89	89	85	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84	
	12月以上	93	93	93	89	85	
25	3月未満	93	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	94	90		
	6月以上9月未満	95	95	95	91		
	9月以上12月未満	96	96	96	92		
	12月以上	97	97	97	93		
26	3月未満	97	97	97	93		
	3月以上6月未満	98	98	98	94		
	6月以上9月未満	99	99	99	95		
	9月以上12月未満	100	100	100	96		
	12月以上	101	101	101	97		
27	3月未満	101	101	101	97		
	3月以上6月未満	102	102	102	98		
	6月以上9月未満	103	103	103	99		
	9月以上12月未満	104	104	104	100		
	12月以上	105	105	105	101		
28	3月未満	105	105	105	101		
	3月以上6月未満	106	106	106	102		
	6月以上9月未満	107	107	107	103		
	9月以上12月未満	108	108	108	104		
	12月以上	109	109	109	105		
29	3月未満	109	109	109			
	3月以上6月未満	110	110	110			
	6月以上9月未満	111	111	111			
	9月以上12月未満	112	112	112			
	12月以上	113	113	113			
30	3月未満	113	113	113			
	3月以上6月未満	114	114	114			
	6月以上9月未満	115	115	115			
	9月以上12月未満	116	116	116			
	12月以上	117	117	117			
31	3月未満	117	117	117			
	3月以上6月未満	118	118	118			
	6月以上9月未満	119	119	119			
	9月以上12月未満	120	120	120			
	12月以上	121	121	121			
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	122	122				
	6月以上9月未満	123	123				
	9月以上12月未満	124	124				
	12月以上	125	125				
33	3月未満	125	125				
	3月以上6月未満	126	126				
	6月以上9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
	12月以上	129	129				

教職員給与規程

34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附 則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第476号）

- 1 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第13条の規定により俸給の調整を行う職を占める教職員（次項において「俸給の調整額適用教職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規程による改正後の第13条第3項の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。
  - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き俸給の調整額適用教職員（第3号に該当する教職員を除く。）である教職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用教職員となった教職員（次号に該当する教職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。）施行日の前日に新たに俸給の調整額適用教職員になったとした場合に国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程（法人和歌山大学規程第462号）の規定による改正前の給与規程の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの規程による改正前の給与規程（次号において「改正前の規程」という。）第13条第3項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。）施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに俸給の調整額適用教職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに俸給の調整額適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の規程第13条第3項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。
- イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合
  - ロ 初任給基準異動をした場合
  - ハ 基準級より下位の職務の級に降格をした場合
  - ニ 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合
- (4) 施行日以後に、国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者その他これらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員当該教職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける教職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）及び関係法令に準じて実施するものとする。

附 則（平成18年9月26日一部改正：法人和歌山大学規程第530号）

この改正規程は、平成18年9月26日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第574号）

- 1 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 給与規程第15条の規定により管理職手当の支給される教職員のうち、この規程による改正後の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「新規程」という。）第15条の規定による管理職手当の支給額が改正前の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「旧規程」という。）による支給額に達しないこととなる教職員（引き続き同一の職に在職する場合（期間満了後、引き続き再任された場合を除く。）に限る。）には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の月額と旧規程による支給額との差額に相当する額に次の各号に掲げ

## 教職員給与規程

る期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで100分の25

3 平成20年3月31日までの間においては、新規程第18条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

4 新規程第18条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平成19年12月27日一部改正：法人和歌山大学規程第709号）

1 この改正規程は、平成19年12月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第31条第2項の改正規定は、同年12月1日から適用する。

2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、学長の定める教職員の、この規程による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、学長の定めるところによる。

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）及び関係法令に準じて実施するものとする。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第734号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月25日一部改正：法人和歌山大学規程第808号）

この改正規程は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年8月4日一部改正：法人和歌山大学規程第863号）

この改正規程は、平成20年8月4日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成20年10月7日一部改正：法人和歌山大学規程第876号）

この改正規程は、平成20年10月15日から施行する。

附 則（平成21年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第897号）

この改正規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第912号）

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月12日一部改正：法人和歌山大学規程第930号）

この改正規程は、平成21年6月12日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成21年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第973号）

この改正規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第996号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1145号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1155号）

- 1 この改正規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、別表第8の2の改正は、同年4月1日から適用する。また、改正後の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第30条第2項及び第31条第2項並びに附則第8項の規定の平成22年12月における適用については、第30条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第31条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、附則第8項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第5項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において給与規程第12条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 4 国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則第15条に規定する育児短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、育休細則第16条の規定により読み替えられた、勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を、同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1316号）

- 1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第15条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、この規程による改正後の給与規程第15条の規定による管理職手当の支給額が改正前の給与規程（以下「旧規程」という。）による支給額に達しないこととなる教職員（引き続き同一の職に在職する場合に限る。）には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の月額と旧規程による支給額の差額に相当する額を管理職手当として支給する。

## 教職員給与規程

- 3 平成24年4月1日において、当該教職員の年齢並びに平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第12条の規定による昇給その他の号俸決定の状況（以下この項から附則第5項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものと認められる教職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日において、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1337号）

- 1 この改正規程は、平成24年7月1日から施行する。ただし、教育職俸給表（二）および教育職俸給表（三）を適用する教職員については、附則第2項、第6項から第9項を平成25年9月1日から適用し、附則第3項から第5項は適用しない。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下この項から附則第9項において「特例期間」という。）においては、教職員に対する俸給月額（法人和歌山大学規程第462号附則第8項から同第10項の規定による俸給の額を含み、当該教職員が国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第35条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同各項の規定による俸給を含む。）をいう。以下この項から附則第9項において同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下この項から附則第9項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
教育職俸給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77

医療職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

- 3 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (2) 主幹教諭手当 当該教職員の主幹教諭手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (3) 地域手当 当該教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該教職員の管理職手当及び主幹教諭手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (4) 広域異動手当 当該教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該教職員の管理職手当及び主幹教諭手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (5) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77（平成24年12月支給及び平成25年12月支給の期末手当に限り100分の5）を乗じて得た額
  - (6) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77（平成24年12月支給及び平成25年12月支給の勤勉手当に限り100分の5）を乗じて得た額
  - (7) 給与規程第33条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される給与に当該教職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
    - イ 給与規程第33条第1項 附則第2項及び前各号に定める額
    - ロ 給与規程第33条第2項又は第3項 附則第2項及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ハ 給与規程第33条第4項 附則第2項並びに第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ニ 給与規程第33条第5項、第6項又は第7項 附則第2項及び第3号から第5号までに定める額に、同各項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ホ 給与規程第33条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、給与規程第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同各条の規定にかかわらず、同各条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、給与規程附則第5項の規定の適用を受ける教職員に対する附則第2項、同第3項第1号、同項第3号から第7号まで並びに前項の規定の適用については、同第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第5項第1号に定める額を減じた額に」と、同第3項第1号中「、管理職手当の月額に」とあるのは「、管理職手当の月額から給与規程附則第5項第2号に定める額を減じた額に」と、同第3号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第5項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同第4号中「俸給月額

## 教職員給与規程

に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から給与規程附則第5項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第5項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第5項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号イ中「附則第2項及び前各号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「附則第2項及び第3号から第5号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項及び第3号から第5号」と、同号ハ中「附則第2項並びに第3号及び第4号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた附則第2項並びに第3号及び第4号」と、同号ホ中「第5号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第5号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第7号の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 教育職俸給表(二)および教育職俸給表(三)を適用する教職員については、特例期間においては、給与規程第33条第1項から第7項に基づき支給される給与に当たっては、次の各号に掲げる規定による給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給与規程第33条第1項 附則第2項に定める額
- (2) 給与規程第33条第2項又は第3項 附則第2項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 給与規程第33条第4項 附則第2項に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- (4) 給与規程第33条第5項、第6項又は第7項 附則第2項に定める額に、同各項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 7 教育職俸給表(二)および教育職俸給表(三)を適用する教職員については、特例期間においては給与規程第27条、第28条及び第34条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、同各条の規定にかかわらず、同各条の規定により算出した給与額から、俸給月額に12を乗じ、その額を1週間あたりの所定勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 8 教育職俸給表(二)および教育職俸給表(三)を適用する教職員については、特例期間においては、給与規程附則第5項の規定の適用を受ける教職員に対する附則第2項、同第6項並びに前項の規定の適用については、同第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第5項第1号に定める額を減じた額に」と、同第6項各号中「附則第2項」とあるのは「附則第8項の規定により読み替えられた附則第2項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第7項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 9 附則第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成24年10月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1350号)

この改正規程は平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1356号)

この改正規程は平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1393号)

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1440号)

この改正規程は平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1445号)

この改正規程は平成25年12月1日から施行する。ただし、第12条第3項、第23条第1項第5号、第23条第2項及び附則(平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第462号)第8項の改正については、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1490号)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1567号）

- 1 この改正規程は平成26年12月1日から施行する。ただし、第36条の改正規程は平成27年1月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日までの間における国立大学法人和歌山大学給与規程第12条第2項及び第3項の規定の適用については、第12条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、第12条第3項中「「極めて良好」又は「特に良好」とあるのは「極めて良好」とする。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1639号）

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額（国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第5項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定教職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。
- 7 前4項の規定による俸給を支給される教職員に関する給与規程第14条、第30条第5項及び第34条第2項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の一部を改正する規程（法人和歌山大学規程第 号）附則第3項、第4項又は第5項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	100分の6	100分の5
第22条第2項	30,000円	26,000円

- 9 切替日から平成28年3月31日までの間に教職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合における当該教職員に対する当該異動又は移転（以下「異動等」という。）に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「1

## 教職員給与規程

00分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

10 切替日前に教職員が在勤する事業所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合における当該教職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

11 大学院教育学研究科教職開発専攻（以下この項において「教職大学院」という。）設置の日から平成31年3月31日までの間、教職大学院に専任教員として配置される職員（専門職大学院設置基準（平成15年3月31日文科科学省令第16号）附則第2項の適用を受ける者を含む。）に対する第13条第3項の規定の適用については、別表第4中「大学院の研究科 (3)大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） 1」とあるのは「大学院の研究科 (3)大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） 1.5」とする。

12 第2項から第11項までに定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）及び関係法令等に準じて実施するものとする。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1663号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1742号）

この改正規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1774号）

この改正規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1826号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1875号）

1 この改正規程は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1876号）

この改正規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則（平成29年3月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1945号）

1 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものにおいて、3、500円)、前項第2号」とあるのは「前項第2号」とする。

4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第19条第1項ただし書の規定は適用せず、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」とする。

附 則(平成29年3月24日一部改正:法人和歌山大学規程第1958号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月31日一部改正:法人和歌山大学規程第2019号)

- 1 この改正規程は、平成30年1月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(平成30年1月31日一部改正:法人和歌山大学規程第2020号)

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日の給与規程第12条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成30年3月19日一部改正:法人和歌山大学規程第2039号)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月22日一部改正:法人和歌山大学規程第2074号)

この改正規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成31年1月30日一部改正:法人和歌山大学規程第2100号)

- 1 この改正規程は、平成31年1月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(平成31年1月30日一部改正:法人和歌山大学規程第2101号)

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日一部改正:法人和歌山大学規程第2128号)

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月25日一部改正:法人和歌山大学規程第2196号)

- 1 この改正規程は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和元年12月25日一部改正:法人和歌山大学規程第2199号)

- 1 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 教職員給与規程

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する教職員（別に定める教職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第20条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号）に準じて実施するものとする。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2247号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2312号）

この改正規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2316号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2359号）

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2425号）

1 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項、第2項の改正及び附則第2項については、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（第208回国会）」が成立し、施行される日から施行する。

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第30条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15（特定幹部教職員にあつては、107.5分の15）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（令和4年9月7日一部改正：法人和歌山大学規程第2474号）

この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2481号）

1 この改正規程は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2482号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2596号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2651号）

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2687号）

- 1 この改正規程は令和5年12月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、教職員の俸給月額、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第8条から第12条の規定により当該教職員の属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員（但し、国立大学法人和歌山大学教職員の定員等に関する規程第3条第3項に規定する教務職員を除く）及び就業規則第34条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第34条の2に規定する異動日を変更された管理監督職を占める教職員には適用しない。
- 4 第2項の規定の適用を受ける教職員の俸給の調整額及び義務教育等教員特別手当（以下「対象手当」という。）の月額、当該教職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 5 就業規則第34条の2の規定により管理監督職以外の職への降任等をされた教職員であって、特定日に附則第2項の規定により当該教職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が当該管理監督職以外の職への降任等をされた日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、特定日俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 6 前項の規定は、国等の機関、他の国立大学法人等、地方公共団体等又は公立学校等において、本学の管理監督職に相当する職にあった者で、人事交流により引き続き本学の教職員となった者について準用することができる。
- 7 附則第5項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される教職員の受ける特定日俸給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における附則第5項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは「当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該教職員の受ける特定日俸給月額」と読み替えて適用する。
- 8 附則第5項の規定による俸給を支給される教職員に対する第30条及び第31条の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と法人和歌山大学規程第2687号附則第5項の規定による俸給の額との合計額」と読み替えて適用する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2713号）

## 教職員給与規程

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2795号）

この改正規程は令和7年3月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2799号）

- 1 この改正規程は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた教職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。
- 3 切替日前に職務の級を異にする異勤をした教職員及びこれに準ずる教職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における給与規程第19条第1項から第3項の規定の適用については、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 給与規程第19条第1項は

「扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるものに対しては、支給しない。」

とする。

（2） 給与規程第19条第2項は

「扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- （1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （5） 重度心身障害者
- （6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

（3） 給与規程第19条第3項は

「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3,500円）、前項第6号に該当する扶養親族については3,0

00円とする。」

とする。

5 切替日から令和8年3月31日までの間、給与規程第18条第2項第1号に定める割合は、100分の5とする。

6 切替日の前日までに給与規程第18条第3項または第4項に規定する異動等のあった教職員については、給与規程第18条第3項を

「第1項に規定する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合又は教職員の在勤する事業所が移転した場合（当該異動又は移転の日の前日に勤務していた地域に引き続き6か月を超えて勤務していた場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動等後の支給割合」という。）が異動等の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は同項に定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず当該異動等の日から2年を経過するまでの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。ただし、次の各号に定める期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となる時は、その以下となる日の前日までの間、次の各号に掲げる地域手当を支給する。

（1）当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動等前の支給割合による地域手当

ただし、異動等前の支給割合が、異動等後の規定の変更により、異動等の日の前日における異動等前の支給割合を超えた場合は、異動等の日の前日における異動等前の支給割合による。次号において同じ。

（2）当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合の地域手当」とする。

7 給与規程第21条第4項及び第22条第3項の規定は、切替日前に新たに教職員となった者にも適用する。

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	新号俸	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸		
	3級	4級
77	61	

ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸		
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	

ホ 教育職俸給表（三）の適用を受ける教員の新号俸

旧号俸	新号俸	
	3級	4級
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
108	104					
109	105					
110	106					

へ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
111	107					
112	108					
113	109					

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			

ト 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

## 別表第1 一般職俸給表(第8条関係)

## イ 一般職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			

43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							

92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 一般職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400

44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	

92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	
119		273,700	309,900	
120		273,900	310,100	
121		274,100	310,300	
122		274,300	310,600	
123		274,600	310,900	
124		274,900	311,100	
125		275,100	311,300	
126		275,300	311,600	
127		275,600	311,900	
128		275,900	312,100	
129		276,100	312,300	
130		276,300		
131		276,600		
132		276,900		
133		277,100		
134		277,300		
135		277,600		
136		277,900		
137		278,100		

備考 この表は、技能・労務の業務に従事する職員に適用する。

別紙第2 教育職俸給表(第8条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	255,900	302,600	372,100	416,300		
22	257,400	305,000	373,300	417,400		
23	258,900	307,400	374,500	418,500		
24	260,400	309,600	375,600	419,700		
25	261,900	311,800	376,700	420,600		
26	263,600	313,800	378,100	421,700		
27	265,300	315,800	379,400	422,800		
28	267,000	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,600	337,000	394,100	435,200		
40	283,600	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		
42	285,700	339,100	397,500	437,700		
43	286,800	339,500	398,700	438,600		
44	287,700	339,900	399,800	439,400		
45	288,600	340,500	400,800	440,100		

46	289,600	341,000	401,800	441,000
47	290,600	341,500	402,800	442,000
48	291,500	341,900	403,700	442,900
49	292,400	342,300	404,900	443,800
50	292,900	342,700	406,300	444,700
51	293,300	343,100	407,700	445,700
52	293,900	343,500	409,100	446,600
53	294,300	343,900	409,900	447,600
54	294,700	344,300	410,900	448,600
55	295,000	344,700	411,900	449,500
56	295,400	345,100	413,000	450,500
57	295,800	345,500	413,900	451,400
58	296,300	345,900	414,700	452,300
59	296,800	346,300	415,500	453,200
60	297,200	346,700	416,200	454,200
61	297,600	347,100	416,900	455,000
62	298,000	347,500	417,800	455,400
63	298,400	347,900	418,600	456,000
64	298,800	348,300	419,200	456,600
65	299,200	348,700	419,800	457,300
66	299,600	349,100	420,300	458,000
67	300,000	349,500	420,700	458,300
68	300,400	349,900	421,100	458,900
69	300,800	350,300	421,400	459,300
70	301,200	350,800	421,800	459,700
71	301,600	351,200	422,100	460,100
72	302,000	351,600	422,500	460,400
73	302,400	351,900	422,800	460,700
74	302,800	352,400	423,200	461,100
75	303,200	352,800	423,600	461,500
76	303,600	353,200	424,000	461,800
77	303,900	353,600	424,300	462,100
78	304,300	354,100	424,600	462,500
79	304,700	354,600	425,000	462,800
80	305,100	355,100	425,300	463,100
81	305,400	355,600	425,600	463,400
82	305,800	356,300	426,000	463,800
83	306,200	357,000	426,300	464,100
84	306,600	357,700	426,600	464,400
85	306,900	358,300	426,900	464,700
86	307,300	358,900	427,200	
87	307,700	359,500	427,500	
88	308,100	360,100	427,800	
89	308,500	360,600	428,100	
90	308,900	361,000	428,400	
91	309,300	361,400	428,700	
92	309,700	361,800	429,000	
93	310,100	362,200	429,300	
94	310,600	362,600	429,600	
95	311,100	363,100	429,900	

96	311,500	363,500	430,200
97	311,900	364,100	430,500
98	312,400	364,600	430,800
99	312,900	365,000	431,100
100	313,500	365,500	431,400
101	313,800	365,900	431,700
102	314,100	366,400	432,000
103	314,400	366,700	432,300
104	314,700	367,100	432,600
105	315,000	367,600	432,800
106	315,300	368,000	
107	315,600	368,500	
108	315,800	369,000	
109	316,100	369,400	
110	316,400	369,900	
111	316,800	370,300	
112	317,200	370,700	
113	317,500	371,100	
114	317,900	371,500	
115	318,200	371,900	
116	318,500	372,300	
117	318,700	372,700	
118	319,000	373,100	
119	319,400	373,500	
120	319,800	373,900	
121	320,000	374,200	
122	320,300	374,600	
123	320,600	375,100	
124	321,000	375,400	
125	321,200	375,800	
126	321,400	376,300	
127	321,700	376,800	
128	322,000	377,200	
129	322,200	377,600	
130	322,500	378,100	
131	322,900	378,600	
132	323,100	379,100	
133	323,300	379,600	
134	323,600	380,100	
135	324,000	380,600	
136	324,200	381,100	
137	324,400	381,600	
138	324,600	382,100	
139	324,800	382,600	
140	325,100	383,100	
141	325,500	383,600	
142	325,800		
143	326,100		
144	326,400		
145	326,800		

146	327,100				
147	327,300				
148	327,600				
149	328,000				
150	328,300				
151	328,600				
152	328,800				
153	329,100				
154	329,400				
155	329,700				
156	330,000				
157	330,200				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員(1級)に適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	199,900	246,300	376,800	451,900
2	202,200	247,800	378,300	453,700
3	204,500	249,200	379,700	455,500
4	206,700	250,600	381,100	457,300
5	208,900	252,000	382,500	458,900
6	211,200	253,200	384,000	460,600
7	213,400	254,400	385,500	462,500
8	215,600	255,600	386,900	464,200
9	217,800	257,000	388,200	465,900
10	220,000	258,200	389,700	467,500
11	222,200	259,500	391,200	469,000
12	224,400	260,800	392,700	470,500
13	226,600	262,100	394,100	472,000
14	228,700	264,000	395,600	473,300
15	230,800	265,800	397,100	474,600
16	232,900	267,600	398,600	475,900
17	235,000	269,300	400,000	477,100
18	236,800	271,500	401,600	477,800
19	238,500	273,700	403,200	478,500
20	240,200	275,900	404,700	479,200
21	241,900	278,100	405,900	479,800
22	243,200	280,300	407,300	
23	244,500	282,500	408,700	
24	245,800	284,600	410,000	
25	247,000	286,600	411,600	
26	248,200	288,500	413,000	
27	249,400	290,400	414,300	
28	250,600	292,200	415,700	
29	251,700	294,000	417,100	
30	252,900	295,900	418,400	
31	254,100	297,700	419,900	
32	255,300	299,400	421,400	
33	256,400	301,100	423,000	
34	257,700	302,900	424,400	
35	259,000	304,600	426,000	
36	260,300	306,200	427,500	
37	261,700	307,800	429,200	
38	263,100	309,500	430,700	
39	264,400	311,300	432,300	
40	265,700	313,000	433,900	
41	267,000	314,300	435,400	
42	268,000	316,200	436,900	
43	269,000	318,000	438,100	
44	269,900	319,700	439,300	
45	270,600	321,400	440,500	
46	271,400	323,300	441,800	

47	272,200	325,000	443,000
48	273,000	326,700	444,200
49	273,800	328,400	445,300
50	274,600	330,200	446,500
51	275,300	332,000	447,700
52	276,100	333,700	448,900
53	276,900	335,400	450,100
54	277,700	336,700	451,300
55	278,500	338,000	452,500
56	279,300	339,300	453,700
57	280,000	340,800	454,800
58	280,600	342,400	455,400
59	281,400	343,900	455,900
60	282,300	345,500	456,400
61	283,100	347,000	456,900
62	283,700	348,600	
63	284,500	350,200	
64	285,200	351,700	
65	286,200	353,200	
66	287,000	354,800	
67	287,800	356,400	
68	288,500	357,900	
69	289,200	359,400	
70	290,000	361,000	
71	290,800	362,600	
72	291,500	364,100	
73	292,200	365,600	
74	292,900	367,200	
75	293,600	368,800	
76	294,200	370,300	
77	294,800	371,800	
78	295,500	373,200	
79	296,200	374,600	
80	296,800	375,900	
81	297,400	377,200	
82	298,100	378,600	
83	298,800	380,000	
84	299,500	381,300	
85	300,200	382,400	
86	301,000	383,800	
87	301,700	385,100	
88	302,400	386,400	
89	303,100	387,600	
90	304,000	388,900	
91	304,800	390,000	
92	305,600	391,200	
93	306,100	392,400	
94	306,900	393,500	
95	307,700	394,700	
96	308,500	395,900	

97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600
137	329,200	419,800
138	329,400	420,100
139	329,700	420,400
140	330,000	420,600
141	330,200	420,800
142	330,400	421,100
143	330,700	421,400
144	330,900	421,600
145	331,200	421,800
146	331,400	
147	331,700	

148	332,000		
149	332,200		
150	332,400		
151	332,700		
152	333,000		
153	333,200		

備考(一) この表は、教育学部附属特別支援学校に勤務する副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	199,900	220,700	348,700	435,700
2	202,200	223,100	350,200	437,000
3	204,500	225,500	351,700	438,200
4	206,700	227,900	353,200	439,500
5	208,900	230,300	354,600	440,600
6	211,200	232,700	356,000	441,700
7	213,400	235,100	357,400	442,900
8	215,600	237,500	358,800	444,100
9	217,800	239,900	360,200	445,400
10	220,000	241,500	361,500	446,600
11	222,200	243,100	362,800	447,600
12	224,400	244,700	364,100	448,700
13	226,600	246,300	365,300	449,900
14	228,700	247,800	366,600	450,700
15	230,800	249,200	367,800	451,500
16	232,900	250,600	369,000	452,400
17	235,000	252,000	370,200	453,300
18	236,800	253,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	374,800	455,300
22	243,200	258,200	376,000	
23	244,500	259,500	377,200	
24	245,800	260,800	378,300	
25	247,000	262,100	379,400	
26	248,100	264,000	380,600	
27	249,200	265,800	381,800	
28	250,300	267,600	382,900	
29	251,500	269,300	384,000	
30	252,800	271,500	385,200	
31	254,000	273,700	386,400	
32	255,200	275,900	387,500	
33	256,300	278,100	388,600	
34	257,500	280,300	389,800	
35	258,700	282,500	391,000	
36	259,900	284,600	392,200	
37	261,100	286,600	393,400	
38	262,300	288,500	394,700	
39	263,500	290,400	395,900	
40	264,700	292,200	397,100	
41	265,900	294,000	398,300	
42	267,000	295,900	399,600	
43	268,100	297,700	400,600	
44	269,200	299,400	401,700	
45	270,200	301,100	402,900	
46	271,000	302,900	404,100	
47	271,800	304,600	405,300	

48	272,600	306,200	406,500
49	273,300	307,800	407,600
50	274,100	309,500	408,600
51	274,800	311,300	409,900
52	275,500	313,000	411,100
53	276,300	314,300	412,300
54	277,100	316,200	413,400
55	277,900	318,000	414,500
56	278,600	319,700	415,600
57	279,300	321,400	416,600
58	280,100	323,300	417,800
59	280,900	325,000	419,000
60	281,600	326,700	420,200
61	282,200	328,400	420,800
62	282,900	330,200	421,600
63	283,600	332,000	422,300
64	284,200	333,700	422,800
65	284,900	335,400	423,100
66	285,600	336,700	423,400
67	286,300	338,000	423,800
68	287,000	339,300	424,200
69	287,700	340,800	424,500
70	288,500	342,300	424,900
71	289,200	343,800	425,200
72	289,900	345,300	425,500
73	290,400	346,700	425,800
74	291,100	348,200	426,200
75	291,800	349,700	426,500
76	292,400	351,200	426,800
77	293,000	352,600	427,100
78	293,700	354,100	427,400
79	294,300	355,600	427,700
80	294,900	357,100	427,900
81	295,500	358,500	428,100
82	296,100	359,800	
83	296,700	361,100	
84	297,300	362,300	
85	297,800	363,500	
86	298,300	364,700	
87	298,800	365,900	
88	299,300	367,000	
89	299,700	368,100	
90	300,300	369,200	
91	300,800	370,300	
92	301,300	371,400	
93	301,600	372,500	
94	302,100	373,700	
95	302,600	374,800	
96	303,000	375,900	
97	303,400	376,900	
98	303,900	377,900	

99	304,400	378,800
100	304,800	379,700
101	305,200	380,500
102	305,600	381,500
103	306,000	382,400
104	306,300	383,300
105	306,500	384,100
106	306,800	385,000
107	307,100	385,900
108	307,300	386,800
109	307,500	387,600
110	307,700	388,600
111	308,000	389,500
112	308,300	390,400
113	308,500	391,000
114	308,700	391,900
115	308,900	392,800
116	309,200	393,700
117	309,500	394,500
118	309,700	395,200
119	310,000	396,000
120	310,300	396,800
121	310,500	397,400
122	310,700	398,100
123	310,900	398,800
124	311,200	399,400
125	311,500	400,000
126		400,700
127		401,200
128		401,800
129		402,400
130		403,000
131		403,500
132		404,000
133		404,300
134		404,600
135		404,900
136		405,200
137		405,500
138		405,800
139		406,100
140		406,400
141		406,700
142		407,000
143		407,300
144		407,600
145		407,800
146		408,100
147		408,400
148		408,600
149		408,800

150		409,100	
151		409,400	
152		409,600	
153		409,800	
154		410,100	
155		410,400	
156		410,600	
157		410,800	

備考(一) この表は、教育学部附属小学校又は中学校に勤務する副校長、教諭、養護教諭、栄養教諭に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第3 医療職俸給表(第8条関係)

## イ 医療職俸給表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		

43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		

92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				

備考 この表は、教育学部附属小学校又は教育学部附属特別支援学校に勤務する栄養士に適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	

44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		
90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		

92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			
115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				

140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考 この表は、キャンパスライフ・健康支援センターに勤務する保健師及び看護師に適用する。

教職員給与規程

別表第4（第13条関係）

勤務箇所	教 職 員	調 整
大 学 院 の 研 究 科	(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院の研究科の授業を常時担当する者及びこれに準ずるもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち博士課程を担当する者で主任として博士後期課程の学生（4人以上に限る。）に対する研究指導に従事する者	3
	(2) 大学院担当教員のうち博士課程を担当する者（(1)に掲げる者及び観光学研究科において博士前期課程のみ担当する者を除く。）	2
	(3) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	
特別支援学校	特殊教育に直接従事することを本務とする副校長、教諭、養護教諭及び栄養教諭	2

別表第5（第13条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	11,900円 (別表第2ロの備考（二）に定める教員にあつては、12,200円)
4 級	13,100円

別表第5の2（第13条関係）

イ 教育職俸給表（一）

該当級号俸なし

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	号 俸	調 整 基 本 額
1 級	1号俸	8,995円
2 級	1号俸	11,083円

別表第6（第15条関係）

職名	区分	支給額	備考
事務局長	I種	93,000円	
監査室長、課長、参事役	III種	60,000円	
評議員、学長補佐	V種	55,000円	
副学長、副理事、学系長、事務局次長	IV種	65,000円	
理事補佐	VII種	20,000円	
学部長、学環長	II種	90,000円	
副学部長、副学環長	V種	55,000円	
学部長補佐	VI種	40,000円	
専攻長	VI種	40,000円	教育学研究科教職開発専攻及び観光学研究科観光地域マネジメント専攻長に限る。
学科長	VI種	40,000円	
基幹及び機構の附属機関の長	VII種	20,000円	
機構に置く教職連携組織の長	VII種	20,000円	教育機構に置く教養教育部門長に限る。
	VIII種	10,000円	教育機構に置くデータ・インテリジェンス教育研究部門及びキャリア教育・支援部門の長に限る。
機構の附属機関に置く附属組織の長	VII種	20,000円	教育機構学術情報センターに置く図書館の図書館長に限る。
運営支援組織の長	VIII種	10,000円	
附属学校長	IV種	65,000円	
小学校及び中学校副校長	III種	65,000円	3級の者については、64,000円
特別支援学校副校長	IV種	56,000円	3級の者については、54,000円
特別支援学校主事	VI種	33,000円	

別表第7（第16条関係）

期間の区分		手当の額
	1年未満	51,600円
1年以上	2年未満	51,600
2年以上	3年未満	51,600
3年以上	4年未満	51,600
4年以上	5年未満	51,600
5年以上	6年未満	51,600
6年以上	7年未満	49,800
7年以上	8年未満	48,000
8年以上	9年未満	46,200
9年以上	10年未満	44,400

教職員給与規程

10年以上	11年未満	42,600
11年以上	12年未満	40,800
12年以上	13年未満	39,000
13年以上	14年未満	37,200
14年以上	15年未満	35,800
15年以上	16年未満	34,400
16年以上	17年未満	33,000
17年以上	18年未満	31,600
18年以上	19年未満	30,200
19年以上	20年未満	28,800
20年以上	21年未満	27,400
21年以上	22年未満	26,800
22年以上	23年未満	26,200
23年以上	24年未満	25,200
24年以上	25年未満	24,600
25年以上	26年未満	24,000
26年以上	27年未満	23,400
27年以上	28年未満	22,800
28年以上	29年未満	22,000
29年以上	30年未満	21,700
30年以上	31年未満	21,300
31年以上	32年未満	20,700
32年以上	33年未満	19,800
33年以上	34年未満	18,900
34年以上	35年未満	18,200

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日の以後の期間を示す。

別表第8（第17条関係）

教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の級 号棒	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1～4	5,000	6,300	12,800	17,100
5～8	5,200	6,600	13,200	17,500
9～12	5,400	7,000	13,600	17,900
13～16	5,600	7,300	14,000	18,300
17～20	5,900	7,600	14,400	18,700
21～24	6,200	7,900	14,800	19,000
25～28	6,500	8,300	15,100	19,400
29～32	6,800	8,900	15,500	19,600
33～36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38～40	7,400	9,700	16,300	
41～44	7,700	10,500	16,700	
45～48	8,000	10,900	17,100	
49～52	8,300	11,300	17,400	

53～56	8,600	12,100	17,700	
57～60	8,800	12,500	18,000	
61～64	9,100	12,900	18,300	
65～68	9,400	13,300	18,500	
69～72	9,700	13,700	18,700	
73～76	9,900	14,000	18,900	
77	10,200	14,400	19,100	
78～80	10,200	14,400		
81～84	10,400	14,700		
85～88	10,600	15,000		
89～92	10,800	15,400		
93～96	11,000	15,700		
97～100	11,200	16,000		
101～104	11,400	16,300		
105～108	11,500	16,500		
109～112	11,600	16,800		
113～116	11,700	17,000		
117～120	11,900	17,200		
121～124	12,000	17,400		
125～128	12,100	17,600		
129～132	12,300	17,700		
133～136	12,400	17,800		
137～140	12,500	17,900		
141～144	12,600	17,900		
145	12,800	17,900		
146～148	12,800			
149～152	12,900			
153	13,000			

教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の級 号棒	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1～4	5,000	5,400	10,700	17,100
5～8	5,200	5,700	11,100	17,500
9～12	5,400	6,000	11,500	17,900
13～16	5,600	6,300	12,400	18,300
17～20	5,900	6,600	12,800	18,700
21～24	6,200	7,000	13,200	19,000
25～28	6,500	7,300	13,600	19,400

教職員給与規程

29～32	6,800	7,600	14,000	19,600
33～36	7,100	7,900	14,400	19,900
37	7,400	8,300	14,800	20,200
38～40	7,400	8,300	14,800	
41～44	7,700	8,900	15,100	
45～48	8,000	9,300	15,500	
49～52	8,300	9,700	15,900	
53～56	8,600	10,500	16,300	
57～60	8,800	10,900	16,700	
61～64	9,100	11,300	17,100	
65～68	9,400	12,100	17,400	
69～72	9,700	12,500	17,700	
73～76	9,900	12,900	18,000	
77～80	10,200	13,300	18,300	
81～84	10,400	13,700	18,500	
85～88	10,600	14,000	18,700	
89～92	10,800	14,400	18,900	
93	11,000	14,700	19,100	
94～96	11,000	14,700		
97～100	11,200	15,000		
101～104	11,400	15,400		
105～108	11,500	15,700		
109～112	11,600	16,000		
113～116	11,700	16,300		
117～120	11,900	16,500		
121～124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126～128		17,000		
129～132		17,200		
133～136		17,400		
137～140		17,600		
141～144		17,700		
145～148		17,800		
149～157		17,900		

別表第8の2（第26条の2関係）

イ 学部及び学環の一般選抜入学試験（前期日程・後期日程）

業務の区分	手当の額
科目等主任	10,000円／期

科目等主任（学部等共通科目の担当に限る）	20,000円／期
学力検査問題作成委員	35,000円／期
学力検査問題作成委員（学部等共通科目の担当に限る）	50,000円／期
面接委員	10,000円／期
実技検査委員	10,000円／期
採点委員	3,000円／時間

ロ 学部及び学環の特別選抜入学試験（学校推薦型、帰国子女、社会人、私費外国人、第3年次編入学〔一般、推薦〕、総合型）

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円／選抜
筆記試験問題作成者	10,000円／選抜
面接委員	5,000円／選抜

ハ 大学院入学試験

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円／選抜
筆記（実技）試験問題作成者	10,000円／選抜
面接委員	7,000円／選抜

ニ 再入学試験、転入学試験、編入学試験（ロに掲げる第3年次編入学〔一般、推薦〕を除く）

業務の区分	手当の額
出題責任者	10,000円／選抜
筆記試験問題作成者	10,000円／選抜
面接委員	5,000円／選抜

- 備考（一） イ～ハの入学試験について、2次募集等を行った場合には、その都度支給する。
- （二） ロ～ニの入学試験について、同一日において複数の選抜の同一業務を行う場合には、一選抜として支給する。
- （三） 一選抜内において、2次選考等の複数の選考を行った場合には、その選考毎に支給する。

別表第9（第29条関係）

区 分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）	
管理教職員	I種適用者	10,000円	（15,000円）
	II種適用者	8,500円	（12,750円）
	III種適用者	7,000円	（10,500円）
	IV種、V種及びVI種適用者	6,000円	（9,000円）
	VII種適用者	4,000円	（6,000円）

別表第9の2（第29条関係）

教職員給与規程

区 分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）	
管理教職員	I種適用者	5,000円	(7,500円)
	II種適用者	4,300円	(6,450円)
	III種適用者	3,500円	(5,250円)
	IV種、V種及びVI種適用者	3,000円	(4,500円)
	VII種適用者	2,000円	(3,000円)

別表第10（第30条関係）

在 職 期 間		割 合
6か月		100分の100
5か月以上	6か月未満	100分の80
3か月以上	5か月未満	100分の60
3か月未満		100分の30

別表第11（第30条関係）

俸 給 表	職 務 の 級		加算割合
一般職俸給表 (一)	8級以上		100分の20
	6級・7級		100分の15
	4級・5級		100分の10
	3級		100分の5
一般職俸給表 (二)	5級		100分の10
	4級		100分の5
	3級（自動車運 転手）	在級1年以上かつ経験年数2 0年（免許取得後）以上の者	
3級（調理師）	在級1年以上かつ経験年数2 5年（中学卒）以上の者		
教育職俸給表 (一)	5級	学長が、特に必要と認める者	100分の20
		上記以外の者	100分の15
	4級	学長が、特に必要と認める者	
		上記以外の者	
	3級		100分の5
	2級	33号俸以上の者	
1級	93号俸以上の者		
教育職俸給表 (二)	4級		100分の15
	3級		100分の10
	2級	121号俸以上の者	
		49号俸以上の者	100分の5
教育職俸給表 (三)	4級		100分の15
	3級		100分の10
	2級	133号俸以上の者	
		61号俸以上の者	100分の5

医療職俸給表 (一)	6級以上		100分の15
	5級		100分の10
	4級・3級		100分の5
	2級	57号俸以上の者	
医療職俸給表 (二)	6級以上		100分の15
	5級・4級		100分の10
	3級		100分の5
	2級	65号俸以上の者	

別表第12 (第30条関係)

俸給表	管理職手当の支給区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表 (一)	I種	7級以上	100分の15
	II種	7級以上	100分の10
教育職俸給表 (一)	I種	5級以上	100分の15
	II種	5級以上	100分の10

別表第13 (第31条関係)

勤務期間		期間率
6か月		100分の100
5か月15日以上	6か月未満	100分の95
5か月以上	5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上	5か月未満	100分の80
4か月以上	4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上	4か月未満	100分の60
3か月以上	3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上	3か月未満	100分の40
2か月以上	2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上	2か月未満	100分の20
1か月以上	1か月15日未満	100分の15
15日以上	1か月未満	100分の10
15日未満		100分の5
零		零